

福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）  
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、燃料電池自動車等に燃料を供給する水素供給設備を県内に導入する法人（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 水素供給設備

燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。

二 燃料電池自動車等

燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市区町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車を「燃料電池自動車」とし、また、このほかに水素をエネルギーとして活用する社会の推進および実現に資する水素利用端を含めたものをいう。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

一 本県内において水素供給設備を整備すること

二 商用として運用する計画であること

三 整備する水素供給設備について、国による補助金（経済産業省による「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」の補助事業者が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業」）の交付決定を受けていること

（補助対象者）

第4条 この補助金の対象者は民間法人とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 この補助金の補助対象経費は別表1、補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 規則第4条第1項の申請書は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設

備導入支援事業) 補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 事業計画書
  - 二 その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部、副本1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第7条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- 一 補助対象経費が20%以内の減額であるもの
- 二 別表に掲げる補助対象経費の区分間における20%以内の流用増減であるもの
- 三 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(変更の承認申請)

第9条 規則第6条第1項により知事の承認を受けようとする場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業(水素供給設備導入支援事業)補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期限)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について交付決定を行った額(交付要綱第9条の規定により事業の変更等の承認を受けた場合は、その変更後の額)の8割に相当する額を限度として、概算払いの方法により交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、規則第11条の規定による事業の遂行上の報告を求めることができるものとし、その場合、補助事業者は福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金実施状況報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施結果書
- 二 収支決算書
- 三 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第14条 補助事業者は、補助事業を完了した場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（補助事業完了後の報告義務）

第16条 補助事業終了後においても、最低でも5年間は、設備運用状況を福島県水素エネルギー普及拡大事業（水素供給設備導入支援事業）補助金設備運用状況報告書（様式第9号）により報告しなければならない。また、報告内容の所有権は県に帰属するもの

とする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（様式第11号）を前項に規定する期間内備えておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

この要綱は、令和7年6月11日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

補助対象経費	
1 設計費	事業実施に必要な調査・測量、設計に要する費用
2 設備機器費	受電設備、水素製造装置、水素輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスプレイ、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等、事業実施に必要な設備機器に要する費用
3 工事費	基礎工事、撤去工事、配管工事、据付工事、舗装工事、給排水工事、電気工事、照明設備工事、試運転調整等、事業実施に必要な工事等に要する費用
4 諸経費	現場管理経費、工事負担金、各種申請等、事業実施に要するその他経費

別表2 (第5条関係)

水素供給設備の規模	水素供給能力 (N m <sup>3</sup> /h)	補助率	上限額
大規模	500以上	補助対象経費の 4分の1以内	1.5億円
中規模	50以上 500未満		1.0億円
小規模	50未満		0.2億円